亀山市告示第166号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり決定した。

なお、「関係図面」は、亀山市建設部用地管理室に備え置いて、 告示の日から2週間縦覧に供する。

平成27年9月29日

亀山市長 櫻 井 義 之

第 1

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線番号 21893
- 3 路線名 田村23号線
- 4 道路の区域

X	間	延長	幅員
起点	終点	(メートル)	(メートル)
田村町字西谷	田村町字西谷	1.6.4.5.0	最小 6.00
3 6 番 1 地 先	6 番 8 地 先	164.50	最大 28.50

第 2

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線番号 21894
- 3 路線名 田村24号線
- 4 道路の区域

X	間	延長	幅員
起点	終点	(メートル)	(メートル)
田村町字西谷	田村町字西谷		最小 6.00
6番13地先	6番18地先	65.50	最大 6.00

第 3

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線番号 41337
- 3 路線名 鷲山起し2号線
- 4 道路の区域

X	間	延長	幅員
起点	終点	(メートル)	(メートル)
関町鷲山起し	関町鷲山字起	6 0 0 0	最小 6.00
4番27地先	し4番28地 先	69.00	最大 13.16

第 4

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線番号 11214
- 3 路線名 徳原35号線
- 4 道路の区域

X	間	延長	幅員
起点	終点	(メートル)	(メートル)
	川崎町字貢	2.5.00	最小 6.00
1577番1	1577番6地先	35.00	最大 11.50